後期青崎岩屋源制度のお知らせ

~保険料軽減特例の見直し~

■後期高齢者医療保険料の均等割の割合が変わります

後期高齢者医療保険料の均等割が、これまで9割軽減となっていた人は、今年度、8割軽減に変 わります。この変更にあわせて、今年10月から、所得の低い人への社会保障の充実策を実施します。



■社会保障の充実策とは?

○介護保険料負担軽減の強化

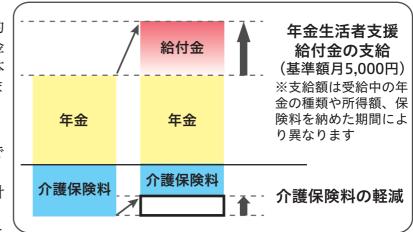
世帯の所得状況に応じ、介護保険料段階第1段階から第3段階に該当する人は、介護保険料を軽 減します。町民税課税者が同居している場合は対象外となります。

○年金生活者支援給付金を支給

年金を含めても所得が少なく、経済的 な支援を必要としている人に対し、年金 に上乗せして給付金を支給します。基本 的に、10月、11月分を12月に支給しま す。

【支給要件】

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者で あること
- ②前年の年金額とその他の所得の合計 額が約78万円以下であること
- ③世帯全員が町民税非課税であること



■問い合わせ

【後期高齢者医療制度について】

○北海道後期高齢者医療広域連合 **2**011-290-5601

【介護保険料について】

○役場税務課課税係

【年金生活者支援給付金について】

- ○ねんきんダイヤル **2**0570-05-1165
- ○役場町民課保険医療係

○役場町民課保険医療係

○釧路年金事務所 ☎0154-61-6000、☎0154-61-6001